

# 琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係

復帰対策（対内）（関係省庁会議）(1)―対策室設置、対策基本方針、対策要綱案―

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43747">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43747</a>

特  
連  
同  
業

秘  
無期限

11月参考

外務省  
北米才一課長

沖繩復帰対策要綱草案 12.2.2

44.9.30  
米北一

總理府付近「沖繩復帰対策要綱」草案  
作業に開始の趣旨は、特選局担当官に

取纏として要綱骨子(案)に吉川限り含み  
12 / 部入手 12.9.2. 即参考にして別

添付 1封。

白文、右骨子等 9.5. 当省に特に関係あり

12.9.12 二、9.2.9(4) 8.4(9) 7.26.6.9  
(7) (8) 7.2.7.5 封。

沖繩復帰対策要綱骨子 (案)

(案)

四四九二三

総理府特速局

一 緒言

二 復帰時までの準備諸施策

1. 復帰準備対策としての一体化施策

(1) 沖繩における諸制度の整備

イ 行財政制度関係

ロ 教育関係

ハ 社会保障関係

ニ 労働関係

ホ 産業経済関係

ヘ その他

(2) 公共施設等の整備

イ 本土法令基準による整備

ロ 類似県水準による整備

ハ 特定整備計画の策定による整備

三 復帰対策

(1) 国家機関及び地方行政組織の設置準備

イ 国家機関の設置

ロ 沖繩県の設置

ハ 新市町村の設置

ニ 琉球政府職員による公務員制度

(2) 本土法の適用準備

イ 一般原則

ロ 暫定措置

ハ 特例措置

- (3) 琉球政府関係機関等の政府関係機関等との結合準備
  - イ 民政府関係機関 (関元金融公社、電力公社、水道公社)
  - ロ 琉球政府関係機関 (大衆金融公庫、農林漁業中核、水道公社、土地住宅公社、観光開発事業団、電々公社、放送協会)
- (4) 公有財産の引継準備
  - イ 国有地
    - ロ 旧沖縄県有地
  - ハ 琉球政府有財産ほかの公有財産
- (5) 米國資産の処理準備
  - イ 民政府行政財政投資資産
    - ロ 米公社等資産
  - ハ 民間投資資産 (外銀、石油事業等)
- (6) 沖縄住民の有する各種請求権の処理
  - イ 日本政府等に対するもの
    - ロ 米國に対するもの
  - ハ 琉球政府等に対するもの
- (7) 通貨切替準備
  - イ 時期
  - ロ 方法
  - ハ 手続
- (8) 基地関連対策
  - イ 軍労働者雇用対策
    - 雇用形態
    - 離職者対策
  - ロ 公害対策等 (騒音、汚水等)
  - ハ 軍用地関係
- (9) 返還協定内容上の内政事項の処理準備
  - イ 安保条約関連取りさめ、適用、閉する事項
  - ロ その他

三 産業経済振興対策

- 1 沖縄経済の特性
- 2 長期経済計画の策定
- 3 産業別振興対策の策定と推進
- 4 新産業の導入と既存企業の体質強化

四 沖縄復帰対策等に関する財政措置等

- 1 基本的方針
- 2 昭和四十五年度における施策
  - (1) 施策の概要
  - (2) 昭和四十五年度沖縄復帰対策費の概要
    - 1 沖縄施策一般予算
      - 財政援助予算
      - △ 財政投融資計画
      - ▽ 米穀売払代金積立資金
      - ナニノ他

五 復帰後の沖縄施策の展望

- 1 暫定措置、特例措置
- 2 沖縄地域総合開発計画の策定と推進
- 3 沖縄経済振興計画の策定と推進

六 復帰対策推進体制の整備強化

- (1) 沖縄復帰対策閣僚協議会、同幹事会
- (2) 沖縄問題懇談会、同小委員会
- (3) 沖縄北方対策庁の新設
  - 1 中央機関……本庁
  - 2 現地機関……沖縄事務局
- (4) 沖縄問題各省連絡担当官会議
- (5) 各省庁沖縄担当組織の強化
- (6) 沖縄経済振興会議、沖縄経済振興懇談会
- (7) 日琉両政府定期協議
- (8) 外交機関

要  
件

✓ 日米協議委員会  
□ 日米~~米~~混合委員会設置

七  
結  
言

總  
理  
府

北米新聞

沖縄復帰準備政策骨子とりまとめ

10.7  
米北一

10月7日付読賣(朝刊)に報ずる。特選局の  
6日沖縄復帰準備政策の骨子ととりまとめ

の記事(別添物参照)は、現在同局が  
検討中の復帰準備要綱骨子案を踏まえて

ま、傳えていたこと、本件に用いた特選局総務  
課(高橋事務官)に照会した結果要旨下記

のとおり。如参考まで。

記

1. 本件記事の出所が不明のため、現在同局  
において担当官3名が中心となり骨子案を

取りまとめたり、担当官レベルの検討に

止まっています。

2. 上記骨子案は、本日(7日)の局議に

諮ることはなっていないが、大中の変更が  
加えられることも予想される。(局議用資料別添)

何れにしても担当官レベルの検討が外部  
に渡されることは、今後の進め方にも

~~影響~~影響が局内関係者に注意喚起  
打たれること。



file

45.9.2

「返還時における民政の諸権限の移行を促進する」ための提案」に  
て関係省庁から提出された主な意見等は次のとおりである。

省庁名	意見等	備考
防衛庁	(1) 今後米側から具体的に説明が行われる時 案において意見があらわに申し出たい。	
法務省	(1) 「助言と援助」の具体的な意味、内容、範囲等 を示さう。「法務省」には、矯正に関する事項 及び更正保護委員会等に関する事項も含むもの。 委員/会提案案の(註)書きの趣旨を伺う。 (2) 戸籍の整備関係、行政については、才一段階とする ことが望ましく、遅くとも才二段階とすることを希望する。 (3) 琉球政府が復帰の目前に外国人登録を市町 村において実施できるか。	
大蔵省	(1) 施政権の移行とは、これからの米側のやり方の代行 であるのか、それとも政策的判断を加えた広範な 裁量とを伴うものか。 (2) 米側がその最終的権利と責任を鑑みて留保 している「 <u>対米権</u> 」の行使については慎重であるべき であり、それに対する暗黙の形で不行使の確約をど る等明確な措置を講じておくことが望ましい。 (3) 施政権移行後の <u>経費の負担関係</u> が明確で ない。たとえば、基地外軍用道路網の維持、旧国 有地の管理、米国文化センターの運営等に要す る経費負担関係について、個別に定める必要がある。 (4) 移行に伴う諸権限と密接に関係している沖縄現 地における収入(たとえば、国所有地貸付料)はど	

総 理 府

うすood。

文部省

(1) 「文教局」には文化財保護委員会等も含める。

通商産業省

(1) 本側が民政の諸権限を段階毎に限定的に移行しようとする趣旨が不明である。

✓ (2) 共同表明後新たに生産を開始する比Tint外資本企業で本土法の適用上問題があるものに、これら問題が解決するまで本土に対する事業活動の拡大を留保する。

(3) 日本政府が国際問題につき沖縄のEIAに国際機関と調整を行う機能を引き継ぐことについては、調査が必要があるため留保する。

(4) 琉球電力公社等については、利早期はその機能を移転する必要があるかも知れないので、当面留保する。

(5) 提案末尾の(註)に關し、返還後の措置については、我が国の権限に基づいて措置すべきことと理解する。

建設省

「財産の管理(布告オク号)」、「琉球財産の管理(指令オク19号)」に基づき行われたいる財産の管理に係る諸権限及び「干渉の管理」について(布告オク34号)に基づき米底政府琉球財産管理課に留保されている干渉の管理に係る諸権限については、可及的早い機会に琉球政府に委譲されるべきである。

自治省

(1) 本/段階に於いて、琉球政府の活動に対する助言及び援助の機能もとくに支障のあるものを除き、包括的に本土政府に委譲する原則に立つべきである。

総 理 府

<p>い。</p>	<p>(2) 才3段階において、住民の福祉と利益の向上、及び社会、経済、商業の各分野における秩序と安定性の移行を図るために関連の深い、並に返還後の施政権行使準備のためには本土政府の行政の必要の強、ものを逐次委譲の原則に立つことが望ましい。</p> <p>(3) 「残存機能」は才3段階に含めることが望ましい。</p> <p>(4) 返還の日まで米側が保持することを目指す機能、権限を明示すべきである。</p> <p>(5) 列強は行政社会両面に労働局を加えること。</p> <p>(6) 国税、県税等の体系の確立が急務であるので、外人課税関係を除き、主税局も才1段階とすべき。</p> <p>(7) 列強は行政政府各局に行政委員会、中央労働委員会等も含めることを考える。</p> <p>(8) 才1段階において日米両国政府が共同で助言及び援助を行うものとする機能は「公安管理と琉球政府の公安委員会」に対する助言及び援助を加えることが望ましい。</p> <p>(9) 日本国民の沖縄への永住及び国籍の移動の許可、商港区域における軍港規則に打ち強制水先規制、琉球警察官の捜査及び逮捕権の制限に関する機能の委譲については才2段階とすることが望ましい。</p> <p>(10) 才3段階とされている関係については、才1段階において日本政府の助言と援助を期待することが望ましい。</p> <p>(11) 覆波管理、航空管理（い）は米軍関係を除く。）に関する機能は才3段階で委譲されるべきことが望ましい。</p> <p>(12) 米軍人等に対する裁判管轄権等については、制限、時期に地位協定の適用に伴う刑事特別措置法の適用と同一の状態の現況を図るべきことが望ましい。</p>	
-----------	---	--

一 設置の必要性

沖繩及び北方領土問題を解決することは、わが国が第二次大戦の戦後を終焉せしめ、真の主権国家として、その独立を達成するため不可避の大事業であり、一九七〇年代はこの大事業達成のため最大の国家的努力が傾注されなければならぬ。

1 沖繩問題

(イ) 十一月の佐藤・ニクソン日米首脳会談によつて、沖繩返還のメドが確立するものと期待される。然し、沖繩は戦後二十五年間米国施政権下にあつて、日本本土とは異なつた行政的、経済的及び社会的実態を形成して今日に至つており、また、長年にわたる本土とは異なつたその歴史的背景は、三に示す如き沖繩の復帰対策をすすめるに際し、幾多の障害と困難を予測させるに十分である。

(ロ)

また、沖繩百万の同胞にとつてはもとより、沖繩返還をめぐる多年の日米外交の経緯に徴し、かつ、P.O.S.H. 沖繩の日米の友好と協力を促進するためにも、沖繩の復帰準備対策が綿密かつ周到にすすめられ、沖繩の祖国復帰を成功裏に達成させることはわが国にとつて当面の至上命題である。

2

北方領土問題

沖繩の施政権返還問題が具体的に政治の日程に上つてくるにつれ、わが国固有の領土である北方領土が多年ソ連によつて不法に占有されていくことに對する国民の不信と不満は、北方領土の返還を求め、国民世論の高まりとなつてきている。

政府は十月一日北方領土問題対策協会を発足せしめ、北方領土問題に對する国民世論の啓発と引揚島民の援護施策を講ずることとしたのであるが、北方領土は沖繩とは異なり、旧島民はすべて内地に引き揚げており、さらに、これは現実の漁業の安全操業問題とも複雑に関連しており、北方領土問題の具体的施策についての国民的世

論の形成には今後継続的な努力がなされなければならない。

3 以上の趣旨に鑑み、沖縄復帰対策に関する基本的施策を高度の政治判断を加えつつ、適宜適切に決定する体制（沖縄復帰対策閣僚協議会及び同幹事会）を整備するとともに、沖縄の復帰に関する具体的な施策及び北方領土問題に関する国民世論の啓発等の施策を総合的、一体的に遂行し、かつ関係各省庁との関係を強力に調整する権限と責任を有する行政機関（沖縄・北方対策庁）を設ける必要がある。これは、沖縄及び北方領土問題に積極的に取り組もうとする政府の政治姿勢を明らかにするものといえる。

## 二 機構の骨子

1 沖縄の復帰対策の基本方針を策定するため、現存の沖縄問題閣僚協議会及び同幹事会にかえて、内閣に沖縄復帰対策閣僚協議会及び同幹事会を設ける。

2 特別地域連絡局を拡充強化し、総理府の外局として沖縄・北方対策庁（長官は一般職）を設けること。

3 これに要する増員三十一名（現員六十一名）  
沖縄事務所を拡充強化し、対策庁の現地機関として沖縄事務局を設けること。

これに要する増員三十名（現員七十五名）別に琉球政府との人事交流委員二十名  
以上の新規増員のために必要な人件費は一億千百九十七万八千円である。

## 三 主要な沖縄復帰対策及び北方対策の内容

### 1 沖縄関係

- (1) 復帰準備のため沖縄の諸制度を整備し、かつ、これらの水準を向上させるための施策（一体化施策）の策定及びその推進を図るための措置（財政援助及び技術援助）
- (2) 沖縄県の設置のための準備措置
- (3) 琉球政府等の職員の身分引継ぎのための準備措置
- (4) 本土法を沖縄に適用するための準備措置（暫定措置及び特例

措置の検討を含む。

- (5) 通貨切替のための準備措置
- (6) 琉球政府関係機関等（公社、公庫、その他の法人）と本土政府関係機関等との統合のための準備措置
- (7) 復帰時に全般的に処理を要する沖縄住民の請求権問題の処理のための準備措置
- (8) 基地関連対策の策定及びその推進を図るための措置
- (9) 公有財産引継ぎのための準備措置
- (10) 米困投資資産の処理のための準備措置
- (11) その他返還協定の内容となるべき内政的事項の調整
- (12) 長期経済計画の策定
- (13) 沖縄地域総合開発計画の策定及びその推進を図るための措置
- (14) 産業別振興対策の樹立及びその推進を図るための措置
- (15) 既存産業の育成振興を図るための措置

2

北方関係

- (1) 北方領土問題に関し、調査研究し及び資料の収集分析を行ない並びに国民世論の啓発を図るための措置
- (2) 旧北方地域住民の生活の安定及び福祉の向上を図るための施策を策定しかつこれを推進するための措置